

平成30年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成30年3月6日）

（午前9時54分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成30年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月16日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案24件、定期監査及び財政援助団体等監査結果報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成30年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について、報告を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） おはようございます。

市政報告1件、屋根からの落雪による被害について報告いたします。

平成30年3月2日及び4日に、いずれも暖気による屋根からの落雪により、4件の被害がありました。

4件の内訳は、一般住宅が2件、空き家が2件であります。このうち3件は、屋根の雪おろしがなされていなかったのが原因とされます。うち1件は、隣家からの落雪により被害を受けたものであります。

なお、落雪による人的被害はありませんでした。

今後におきましても、暖気等による被害が想定されますので、雪おろし等の管理周知を図ってまいります。

なお、一般住宅2件につきましては、災害見舞金に該当すると思われまますので、現在、被害状況を調査中であります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、災害ということで、4件の報告がございました。災害による見舞金という話もありましたけれども、雪害による被害ということになるのだと思いますが、災害ということで、雪害による区分けというのはどのようになっているのか。ほかの2件は災害の見舞金の対象ではない、2件が対象だということで、災害と災害でない、その区分けがあろうかと思えます。その区分けの内容につきまして、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 災害見舞金支給要綱の中には、災害としては、火災及び暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の天災もしくはこれに準ずるものというふうになっております。

建物に関しては、みずから居住の用に供している住宅という形での定義になっておりますので、その中で支給要綱に基づき見舞金をお渡ししたいと、このように考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の話、私が理解するところでは、4件ともに雪害があったと。その中で、居住しているの、そのための災害見舞金が支払われたというふうに理解するのですが、雪害と雪害でないですよという、その区分けはどのようになっているのか、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 雪害の部分ですけれども、今回の部分、4件とも雪害ではあるというふうに思っておりますけれども、先ほど申しましたとおり、所在する建物にみずから居住しているかどうかということの部分の中で、2件が該当という形をとっているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 済みません、私の質問の仕方にちょっと問題があったのかもしれませんが。この災害は雪害ですよ、屋根に雪が乗っていて、あるいは違う形で雪が崩れてきて、それで災害に遭いましたと、その雪害と、あるいは単なる事故と、その区分けはどのようになっているのか、その答弁をお願いしたいと考えているわけでございます。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） なかなか難しい判断になろうかと思えます。短期間で大量の降雪があったという場合と、今回は、そういう部分もあったのですけれども、長期間、屋根に積もった雪を雪おろししていないということが大きな原因として見られるということもございまして、この辺を雪害ととるのか、あるいは自身で、一般的な家庭ですと、雪おろしをしながら、長い期間、防止していくというのが一般的なのですけれども、この辺をどう判断していくかということは、定義的には難しいものがあるのかなと思っております。ただ、災害という言葉を使って、落雪による被害を受けた方、あるいは雪おろししていないからといっても、実際にお住まいになっている方に実害があったというものを行政としては受けとめて、災害見舞金の対象としたいと、こういうことでございます。

○4番（下山則義君） わかりました。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今、市長の落雪による被害状況の報告を受けました。

そこで、まず最初に、被害に遭った方々にお見舞いを申し上げたいと思えますが、また、幸いにして人的被害がなかったのは本当に不幸中の幸いだったなど、このように感じております。

そこで、結果は結果なのですが、今後、やはりこれから暖気による落雪、こういった類いの事故の発生が予想されるかなというふうに思われるのです。

そういったことから、やはり行政として、これらの対策について、これを一つの喚起として考えておられるのかどうか、この辺について伺っておきたいと思うのです。特に高齢化の世帯については、やはり手立てがないということもあるし、業者さんに頼んでいる方もおられるのですが、業者も手が回らないと、そういったことが今回の豪雪の関係でクローズアップされているのが特徴でないかなと、このように思いますので、行政の考え方を伺っておきたい。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 基本的には、まず御自身で状況を判断していただくということが大事かなと。そういう中で、地域の皆さんに御相談される、あるいは行政に御相談される、もちろん行政も、そういう部分については、通常、見回りの中で気をつけていかなければならないか

など、そのように思っております。

特に今、暖気、それから雨というのが合わさって、被害がこれから見込まれますので、このあたりは十分行政も注意していこうと、そのように思っておりますし、既に公営住宅などの、今回は雪庇が非常に大きく出ておまして、これは本来、確認しますと、入居者の責任において行わなければならないということになっているそうなのですが、今回は特に雪の状態が違ふということで、行政が手配をして、雪庇については既に対応を進めているところでございますし、そういうことで、既に考えられる段階で行政が業者の方にお願いをし、雪庇類の除雪、排雪に手を回しているということもございますが、おっしゃるとおり、なかなか難しいということもございますので、こういうあたりになりますと、共助、公助という問題がそこに出てまいりますので、ぜひ地域の皆さんも、行政のほうへ積極的に、行き届かないところもあろうかと思っておりますので、情報をいただく中で、行政も関係の機関、あるいは行政そのものが対応していくことになるかなと思っておりますので、このあたり、情報のお互い共有ということが大切になってくるかなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 市長の今の答弁のお話はもっともだというふうに感じるのですが、ことしは特別な豪雪ということで、各市町村も除雪に対しても非常に頭を悩ませているというのが現状だと思うのです。

そこで、本市として、やはり先ほども私、申し上げたように、特に高齢者世帯、これについて、やはり一番温かいというか、手を差し伸べてあげなければいけないのかなど。原則、市長、今、個人でという話もありましたが、特に高齢者の方々が個人でやるといっても、物理的に大変なこともあると思うのです。

そこで、やはりこれからまだまだ暖気による被害が予想されますので、連町を通して、各単位町内会に、そういう高齢者に対して、何か要請があれば、一応相談を受けるような、一つの対策を、雪害にならないように対策を講じるとか、これをやはり早急に、スピード感を持ってやる必要があるのではないかとというふうには私は考えるのです。そういったことで、見解をちょっと伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 各町内会の皆さんとは、日常もいろいろ情報交換、公の場ということではなくて、常時、回線をあけているわけですから、何かありましたらいつでもそういう情報をいただければと、そのように思います。

御承知のとおり、高齢者の皆さんが屋根に上がって雪おろしをすとか除雪をするというのは大変なことですし、体を痛める原因にもなるのかなと思っております。どこの自治体もそうですけれども、歌志内は除雪というものを冬のサービスの最大の売りにしているわけですし、今回の議会でも、2回も補正するというのは珍しいことかなと思うのですけれども、積極的に対応して、先ほど申し上げたとおり、公住の絡みも、行政が積極的に前に出て対応しているという実態もそこにはあります。行政ができない場合、皆さんに要請することもできますし、あるいはことと次第によっては、自衛隊さん、10連隊のほうから、要請があれば私たちも応援しますよということをおっしゃっていただいておりますので、いろいろな機関ですとか団体に要請するなり協力をお願いする中で、行政そのものも含めて対応するということは十分可能かなと思っております。

したがって、通常の間線といいますか、町内会長さん初め地域の皆さん、そして社協を中心とした団体の皆さんに情報提供をお願いするような形で、今回の、ことしの大雪に対する対応

をこれからのものとして考えていきます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 市長、今、各町内会の情報提供というのが、提供ではなく、私は先ほど質疑したのは、行政のほうからそういう呼びかけとか問い掛けをすると。ということは、今回、除雪だろうということで、はっきりしたことはまだ確認できていないのですが、やはり除雪をして、そのまま川に転落して死亡したという事故が発生しております。それも盲目の方です。障害のある方です。そういう事件が現実には起きたわけですから、そのために尊い命が奪われました、雪のために。そういったことを考えれば、私が2回目の質疑で言った、やはり高齢者、またはそういう障害者だとか、そういう方々に、やはり行政として積極的に、不便がないか、物理的に問題がないか、そういうことを私は言ったつもりなのですが、私の意図が届かなかったのではないかなというふうに感じてはいるのですが、そういう犠牲者も出ていますので、特に障害者のために、やはり行政でスピーディに、速やかにやると、そういうことをひとつ考えていきたきたいと思うのですが、それは所管でも市長でもいいですが、ひとつこの点について考慮していただきたいと思いますが、考え方についてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） おっしゃるとおりだと思います。今、先ほど申し上げた件だけではなくて、現在、郵政とか、そういうところと、安否確認、あるいは見守りの協定等を結んでおります。生協さんもそうですけれども、そういうところと連携して、積極的にそういう状況を発見するように対応してまいりたいと思います。

先ほど言われました、障害者の事故の件ですけれども、これは今、捜査中です。ですから、このあたりについては、必ずしも雪害と結びつくかどうかというのはちょっとわからないのですが、そういう犠牲者を少しでも出さないように、行政のほうとしても積極的に行動してまいりたいと、そのように実行してまいります。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第1号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は、報告済みといたします。

市政執行方針演説

○議長（川野敏夫君） 日程第6 市政執行方針演説を行います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

平成30年度市政執行方針。

平成30年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様にご理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに。

私は、市民の皆様から御支援を賜り、市長に就任以来掲げております、人と人とのつながりを大切にする市民と協働のまちづくりを信条に、市民誰もが住んでいてよかったと実感できるまちづくりに取り組んでまいりました。今後もさらに、そして着実に、その実現に向けて市政を推進してまいります。

さて、我が国は、これまでのアベノミクスによる施策の実施により、経済の好循環が実現しつつあり、さらに、誰もが自分の夢を追求し、能力を伸ばしていける日本をつくり上げるため、アベノミクス、新・三本の矢に沿って、一億総活躍社会の実現の取り組みを加速しています。

北海道においては、深刻化する人口減少に対し、将来への確かな展望を持ち、人口減少の危機を乗り越えるために、北海道創生総合戦略の重点プロジェクトの取り組みを加速しています。

本市においても、深刻化する人口減少や少子高齢化を初め多くの課題に対応するため、歌志内市総合計画と、重点プロジェクトである歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った取り組みを加速化させなければなりません。

しかし、本市における財政構造につきましては、歳入のうち、自主財源である市税が占める割合は5%にも満たない一方、地方交付税に歳入の半分以上を依存しており、財政力指数は全国で最低レベルとなるなど、非常に厳しい状況にあります。

このため、市民にとって真に必要なサービスを見きわめながら、事業の選択と集中を徹底し、基本理念であるみんなで創る笑顔あふれるまちの実現に向け、歌志内市総合計画を着実に取り組んでいく1年としてまいります。

また、本年は市制施行60年の記念すべき年、人生に例えると還暦となる年であり、第2の人生を祝う節目となるため、改めて歌志内の地に炭鉱を中心としたまちを築き上げた先人の努力と情熱を再認識する年にすべく、各種記念事業も実施したいと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、平成30年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は「市民と協働で創るまち」であります。

地方分権の進展とともに、地方自治は、時代の変化への対応や、みずからの発想と創意工夫により、個性を生かした自立が求められております。

このため、引き続き基礎自治体としての役割を果たすべく、市民サービスの向上のため、多くの市民との対話を進め、多様な行政ニーズの把握に努めるとともに、地域団体等が取り組む地域づくり活動に対して必要な支援を継続し、市民主体のまちづくりに取り組んでまいります。

広報広聴活動につきましては、広報うたしなをわかりやすく親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見を反映しながら、文字の種類や大きさ等を含め、紙面編集を工夫するとともに、表紙を毎月カラー化し、視覚に訴え、効果的に伝えるよう努めてまいります。

また、市の公式ホームページは、より早い情報提供の場として、更新の頻度を高め、見やすく的確な情報発信に努めてまいります。

なお、市民ニーズの把握と行政情報の共有などを目的に、引き続き地区別市政懇談会や町内会連合会との情報交換会、小中学生との語る会やふれあい市長室を開催し、市民と直接対話する機会を設けてまいります。

非核平和活動につきましては、市民の平和に対する意識の高揚を図り、恒久平和を願う啓発活動を引き続き推進してまいります。

職員の人材育成につきましては、多様化する行政課題への対応に向け、研修参加などにより、職責に応じたスキルアップを図るとともに、自己啓発と資質向上のため、先進地への自主研修を継続してまいります。

さらに、行政実務能力や政策形成能力の習得を目的に、今年度より自治大学校への派遣研修を実施いたします。

次に、本市の財政運営につきましては、人口減少の影響により非常に厳しい状況にあることを再認識した上で、限られた財源を効率的、効果的に活用し、中長期的に持続可能な財政構造を確立しながら、将来世代に過大な負担を残さぬよう、財政の健全化に努めてまいります。

なお、老朽化が顕著で、将来的に活用が見込まれない旧本町生活館などの建物を解体除却し、地域の環境整備及び維持管理等の負担縮減を図ります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域振興に向けた各種広域連携事業に参画するとともに、定住自立圏形成協定に基づく圏域の市町との連携強化や、北海道空知地域創生協議会での空知全体の活性化や魅力発信のため、広域的事業を推進することにより、住みよい地域づくりに努めてまいります。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率化を図るため、システム機器の維持管理及び職員へのセキュリティ教育に努めてまいります。

第2は「活力と魅力あふれるまち」であります。

北海道経済は、個人消費の持ち直しや、来道者数の増に伴う観光関連産業の好況などから、回復基調と言われておりますが、本市を含む地方の中小企業においては、景気回復の実感は薄く、引き続き厳しい経営環境に置かれております。

このため、市内の商業振興と消費喚起を目的に、プレミアム付き商品券発行事業への支援継続を初め、商工会議所と連携を図りながら、新たな施策の研究に努めるなど、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

なお、雇用創出に向けた企業誘致活動は継続いたしますが、これまで誘致の受け皿としてきた誘致企業向け住宅のうち、空戸状態にある1棟2戸につきましては、民間への売却に向け、取り組んでまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の継続並びに安定創業に向け、関係機関と連携のもと、支援してまいります。

農業の振興につきましては、ワイン用ブドウ試験栽培事業は、栽培面積を拡張の上、2,500本の苗木を新植し、今後の6次産業化に向けた基盤づくりを進めるとともに、昨年着手した薬用作物の栽培可能性調査を継続してまいります。

また、民間企業による葉野菜水耕栽培の取り組みにつきましては、事業の安定化に期待しております。

なお、エゾシカ等の有害鳥獣対策につきましては、猟友会との連携による年2回の一斉駆除活動の継続に加え、ハンターの増強対策として、狩猟免許取得支援事業を拡充してまいります。

次に、観光事業につきましては、かもい岳温泉、スキー場、道の駅附帯施設に係る指定管理期間が最終年を迎えることから、それぞれの持つ機能や特性を十分発揮できるよう、施設の活用方法を含め検討を行い、必要な手続を進めてまいります。

なお、道の駅附帯施設の指定管理者による観光情報発信事業につきましては、観光入込客の増による地域経済の活性化を期待し、継続支援してまいります。

また、特産品開発につきましては、本市オリジナルの土産品づくりに向け、特産品開発支援事業の活用促進を図ってまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、昨年9月に入館者400万人を達成したところでありますが、人口減少や近隣温泉施設のリニューアル等の影響から、利用者数が減少傾向にあり、さらには、設備の老朽化などの課題を抱える厳しい経営を引き続き余儀なくされております。

今後もサービス向上により、利用者から親しまれる施設づくり及び経営の安定化に努められるよう指導するとともに、市民の憩いの場、健康増進施設としての魅力向上に向け、施設改修や設備の導入を含め、必要な支援を講じてまいります。

次に、労働行政につきましては、雇用情勢は、ハローワーク滝川管内を含め、全道的に持ち直しておりますが、福祉や医療、建設などの産業分野では引き続き人手不足が生じております。

市内事業所においても、安定した人材確保が課題となっていることから、商工会議所やハローワークなど、関係機関と連携し、各種制度の情報提供はもとより、雇用の確保に努めてまいります。

定住化対策につきましては、東光団地の分譲促進を初め、住宅建設等奨励金制度の継続、子育て支援や教育の充実など、各種制度を総合的にPRし、定住の促進を図ってまいります。

また、北海道や中空知広域市町村圏組合、北海道移住促進協議会等の関係機関と連携を図り、移住定住に関する地域情報の発信、提供を継続してまいります。

地域間交流の促進につきましては、各種イベントや行事など、地域活動に積極的に取り組まれている団体への支援を継続し、交流人口の拡大と地域活性化に結びつけてまいります。

第3は「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、本年度から社会福祉協議会が旧歌志内自動車学校に移転し、事業展開するため、同施設が地域活性化の拠点として有効的に活用されるよう支援するとともに、昨年度より実施しているつどいの場事業の拡充を図り、市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを引き続き目指してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、引き続き高齢者の視点に立った支援を展開してまいります。

特に、本年度より開始する生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを担う職員を配置し、高齢者が地域で安心して生活を継続するためには何が不足しているのかなど、市民ニーズを的確に把握することに努めるとともに、高齢者に必要な資源の開拓、整備への取り組みを、さまざまな職種の関係者と一体となって、地域包括ケアシステムの円滑な構築に向け取り組んでまいります。

なお、介護予防任意事業として実施している介護用品支給事業の対象者を要介護3以上に拡大し、在宅介護を支援してまいります。

また、これまで休止しておりました敬老会を、75歳以上の方を対象に、本年度より再開いたします。

昨年度から開始した在宅医療・介護連携推進事業では、サービスマップの充実に加え、歌志内市立病院との連携を強化し、医療とのつながりを持ちながら、住み慣れた我が家で安心して生活できる体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、歌志内市デイサービスセンターは、建設から23年が経過し、設備等の老朽化が進んでいることから、利用者の皆様が安全で安心して快適なサービスが受けられるよう、送迎車両の更新や、特殊浴槽及びボイラーの整備を行ってまいります。

児童福祉の推進につきましては、認定こども園の開設時期がおくれることとなり、御迷惑をおかけいたしますが、開園までの間、幼稚園対象児も保育所において受け入れ、保護者の皆さんが安心して子供を預けることができる職員体制を確保するとともに、こども園と同様の保育サービスを提供しながら、円滑な移行が図られるよう努めてまいります。

障害者福祉の推進につきましては、昨年度策定した歌志内市障がい福祉計画に掲げる各種サービスの提供を推進するとともに、障害者の自立と社会参加を目指して、障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、歌志内市健康増進計画に基づき、予防対策事業及び健康づくり事業を継続実施してまいります。

特に健康寿命の延伸を中心課題ととらえ、生活習慣病の発症予防や重症化予防対策を推進するため、各種健康診査の受診率向上に努めてまいります。

各種がん検診につきましては、受診の促進と異常の早期発見を図るため、各種がん検診の自己負担を500円、市民税非課税世帯の無料化を継続するほか、乳がん検診の精度を上げるため、若い世代の乳腺超音波検査を新たに取り入れてまいります。

母子保健対策につきましては、子供を望む夫婦の経済的、精神的負担の軽減を図るため、妊婦健診の超音波検査の助成を6回から14回へ拡大するほか、一般不妊治療、特定不妊治療費及び交通費の助成を実施してまいります。

病院事業につきましては、昨年度に引き続き、病院運営の指針としております歌志内市立病院経営健全化計画（平成29年度～平成33年度）を基本として、経営の健全化に一層努力してまいります。

また、市内の基幹病院として、市民の初期医療を担うため、診療体制につきましては、内科、小児科の2診療科、入院病棟は医療療養病床60床で運営するとともに、医療体制につきましては、診療に支障を来さぬよう、医師を初めとする医療従事者を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

なお、建設改良工事につきましては、老朽化した冷温水発生器の取りかえ工事を行うとともに、医療機器につきましては、多項目自動血液分析装置の更新や、泌尿器膀胱腎盂鏡システムの整備を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、制度創設以来と評される改革が実施され、北海道が財政の責任主体となり、国保の運営を担うこととなります。

北海道が示す標準保険税率をもとに、適正な国保税を賦課・徴収し、その上で、北海道国民健康保険運営方針及び空知中部広域連合の計画に基づき、医療費の適正化を図り、各種保健事

業を推進し、被保険者の健康の保持・増進及び事業の健全な運営と国保財政の安定化に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合の計画に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、引き続き18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民の安全で安心な暮らしを支えるために、道路や河川等の生活空間における日常的なパトロールを実施し、安全確保に努めるとともに、北海道が管理する治山施設、道路及び河川につきましても、連携の強化を行いながら、維持管理等の要望を行ってまいります。

治山事業につきましては、小規模治山事業である三坑の沢未改修部分の整備及び純平の椅子地先の沢の砂防工事、歌志内公園及び歌志内中学校グラウンド法面の補修工事を行ってまいります。

また、一昨年の災害で被災した中村8号線からペンケ歌志内川までにつきましては、管渠の改修が終了し、安全性が確保されたところであります。

道路事業につきましては、観光の中心地であるチロルの湯及び道の駅周辺整備として、市道ウタシュナイ線及び中村8号線の舗装改修事業を行い、施設利用者の安全確保と利便性の向上に努めてまいります。

また、消費電力の節減と老朽化対策として、防犯灯のLED化について、引き続き更新を進めてまいります。

橋梁整備につきましては、歌志内市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた延命化として、二校橋の改修工事を行ってまいります。

河川事業につきましては、沢町川の浸水対策を引き続き進めてまいります。

次に、市営住宅の整備等につきましては、快適な住環境のため、神威神楽岡地区改良住宅2棟16戸の屋根の無落雪化を引き続き行っていくこととし、耐用年数が著しく経過している文珠高台公営住宅、東光地区改良住宅及び神威シルバーハウジングのボイラー更新を進めてまいります。

また、入居者の負担軽減を目的に、共用灯に関する電気料金の負担を行うことといたします。

このほか、中村中央地区改良住宅、上歌地区改良住宅及び歌神第二団地公営住宅の解体除却、東光地区改良住宅の老朽化した遊具の改修、管理灯のLED化及び耐用年数が経過している火災警報器の更新を行ってまいります。

また、市営住宅のコンパクト化につきましては、昨年、神威桜沢地区及び歌神二区地区の移転が終了しましたが、今後も歌志内市公営住宅等長寿命化計画に基づいた集約化を進めてまいります。

上水道事業につきましては、3市1町で構成する中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化促進と施設の維持管理を行っており、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、平成29年12月末現在で94.6%、2,174戸で、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めてまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るた

め、看板の設置や広報紙、巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収奨励金の交付単価を引き上げ、資源回収団体の活動を支援することにより資源物の回収を促進するなど、市民、地域、団体等と協働で、ごみの減量と再資源化を推進してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、本市に建設された中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう、広域連合等と連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設として、東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合と連携を図りながら、適正な共同し尿処理に努めてまいります。

消防行政の推進につきましては、災害の多種多様化、大規模化に対応する消防体制の強化を進めるため、救助資機材の整備充実に努めてまいります。

また、消防団の活性化につきましては、中空知管内5市5町による連合消防演習を本市で開催し、消防団のさらなる連携強化を図ってまいります。

火災予防につきましては、防火対象物への立入検査による違反是正を徹底し、防火指導等による啓発活動の強化を図り、本年度に達成予定であります無火災1,000日を目指します。

救急業務につきましては、メディカルコントロール体制及び救急隊員の知識、技能を高める生涯教育を充実し、救急救命体制の高度化を進めてまいります。

次に、防災対策につきましては、避難訓練の実施や、土砂災害警戒区域などの防災情報を提供し、市民の防災・減災意識の高揚を図るとともに、自主防災活動の普及啓発に努めてまいります。

また、防災資機材の整備として、停電対策のため、避難所へのLPガス発電機配置や、庁舎及び避難施設であるチロルの湯に公衆無線LANの環境整備を行ってまいります。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援など、関係機関との連携を密にし、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全の推進につきましては、交通事故死ゼロ3,000日に向け、今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、運転免許証を自主返納した高齢者を対象としたサポート事業を行い、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑・巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害の未然防止と被害相談等の迅速な対応を図るため、滝川地方消費者センター、関係機関と連携をし、消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

グローバル化の進展や、絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は急速に変化しております。

現在の子供たちや、これから誕生する子供たちが成人して社会で活躍するころには、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えると予想されています。

子供たちがさまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、さまざまな情報を見きわめ、活用する能力が求められています。

本市におきましては、少子高齢化により、子供たちの数は減少し、小学校では非常に厳しい学級編成が予想されます。

こうした中、少ない子供の数であっても、より質の高い教育水準を維持、確保するため

に、学年単位での学級編成が可能となるよう、方策を行ってまいります。

また、地域の力を活用した望ましい学校教育のあり方については、総合教育会議を通して、教育委員会と意思疎通を図りながら検討してまいります。

社会教育につきましては、家庭や地域における教育力の向上や、体験活動など、子供の健全育成と非行防止に尽くしてまいります。

また、コミュニティセンターや郷土館など、社会教育施設を維持するための整備や、施設を活性化させる事業を引き続き開催し、成人や高齢者の教育機会の充実に努めるとともに、文化・芸術・スポーツにかかわる事業を進め、関係団体等の活動を支援してまいります。

私から教育分野の概略について説明いたしました。具体的な施策などにつきましては、別途、教育長から教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、平成30年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに。

我が国の経済は、雇用、所得環境の改善が続く中で、ゆるやかな回復が続くことが期待されていますが、地方においては、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域があるのも現実で、国は今後、地域のすみずみまでアベノミクスの効果を波及させ、経済の好循環をさらに加速させるとしています。

このような中、私は、国や北海道などの関係機関と連絡を密にし、歌志内市総合計画を着実にかつ効果的に実施することが歌志内にとって必要なことだと考えております。

本年、平成30年は、明治維新から150年、北海道命名150年、そして市制施行60年を迎える節目の年であります。

人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況や、さまざまな難題が前途をふさぎ、大きな苦難が予想されますが、先人たちと同じように、未来は変えられると信じ、市民の皆様とともに、これらの試練を乗り越えるべく全力を傾けてまいります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解とあたたかい御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成30年度の市政執行方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） —登壇—

おはようございます。

平成30年度教育行政執行方針。

平成30年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに。

本年度は、本市の市制施行60周年となる節目を迎えます。このことを機に、市民一人一人が先人の積み重ねてきた不朽の歴史を振り返りながら、これからの地域づくりを未来につなげていくことが期待されます。

その一方で、我が国は人口減少時代を迎え、地方の過疎化に歯どめがきかず、少子高齢化が進行する厳しい社会情勢に直面しています。

本市では、この状況に対応するため、歌志内市総合計画～みんなで創る笑顔あふれるまち～及び歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げているオンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にすまのちの実現に向けて英知を結集させており、教育行政におきましても、歌志内市教育大綱の基本目標である豊かな心を育む教育と文化のまちをつくることに全力

を尽くしてまいります。

教育は人づくりであるという原点に加え、教育は未来のまちづくりでもあるという考え方に基づいて、諸施策を推進してまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「幼児教育の充実」であります。

家庭における教育は、全ての教育の出発点とされています。家族のふれあいを通して、子供は基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、社会的なマナーなどを学び始めます。

歌志内市立幼稚園は平成29年度をもって閉園いたしました。引き続き幼児教育の充実について、保健福祉課と連携し、教育、保育が提供できるよう努めてまいります。

第2は「学校教育の充実」であります。

平成32年度から小学校、平成33年度から中学校において、新学習指導要領が完全実施となります。

今回の改訂は、現在の学習指導要領に掲げる生きる力の理念を受け継ぎつつ、この時代における重要性を改めてとらえ直し、その具体化とともに、教育課程の枠組みを見直すことを目指しています。

その一つとして、プログラミング教育が必修化されることから、歌志内小学校において、人型ロボット2台を導入し、教育教材機器として活用した教育を先行実施してまいります。

また、新たに小学校3年、4年生から外国語活動、5年、6年生では英語教育が加わります。

本市では、既に小学校1年生より外国語活動を導入しておりますが、本年度より正式に英語教育としてスタートし、小中を通じた教育を実施いたします。

さらに、英語教育を緒として、校舎は離れていても、小中一貫教育を行う歌志内市立小中学校と位置づけて、義務教育9年間で修業するにふさわしい学力と社会性を育成することをねらった教育課程を編成してまいります。

加えて、歌志内小学校では、児童数の減少に伴い、小学校2年、3年において複式学級の発生が懸念されておりますが、よりよい教育環境を確保するため、市費により教職員1名を雇用することとし、これまでと同様に、同学年での学級編成を維持してまいります。

今後において、児童生徒数の推移などを勘案した場合、学校の小規模化がさらに進展することが予想されております。

魅力ある学校づくりを進める上で、児童生徒を合わせた集団規模を確保し、活発な異学年交流等を意図するためには、小学校、中学校を一つの学校とする義務教育学校の設置は極めて有力な選択肢であると考えられることから、保護者や市民の皆様とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら、その実現に向け、積極的に検討してまいります。

学校は、子供たちが最優先に尊重され、子供が自分の居場所を実感できることが大切です。

そのために、今までと同じく、インクルーシブ教育の理念に基づいた、一人一人のニーズに応じた支援や特別支援教育の充実、また、各学校で策定しているいじめ防止基本方針に基づいた細やかな取り組みなど、子供の人権、命の尊厳の視野に立ち、どんなに小さなことでも決して見逃さず、迅速で適切な対応をし、家庭、関係機関とより密接な連携を図って最善を尽くしてまいります。

学校給食につきましては、メニューの工夫、改善を図りながら、安心、安全な給食提供に努めるとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

さらに、児童生徒の家庭が安心して子育てに集中できる環境を整えるため、給食食材費、補助教材費及び高等学校等就学支援金などの助成、小中学校の修学旅行費用を全額助成する制度を継続するとともに、就学援助においては、新入学児童生徒に対する入学前支給を実施し、各家庭の負担軽減に努めてまいります。

第3は「社会教育の充実」であります。

地域における子供の健全育成の推進は、子供が将来に対して夢や希望を持ち、限りない可能性に向かって健やかな成長を遂げるため、学校や家庭を離れた地域において、社会や多くの人々と関わりながら経験を積み重ねる必要があります。自立心や主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、想像力、コミュニケーション能力、変化に対応する力などの育成が求められています。

子供の中には、人とのコミュニケーションをとることを苦手としたり、基本的な生活習慣や規範意識を身につけられなかったりする事例があります。

このため、地域の中で生きる力や豊かで強い心を育むとともに、学校や家庭で学んだことを社会で生かすことができるよう、種々の体験活動や異年齢交流などの機会を設けてまいります。

また、子供が安心して過ごすことができるよう、巡視や見守り活動を続けるとともに、児童館を初めとする放課後や休日の居場所づくりや、コミュニティセンターでの公的学習塾、学校支援地域本部事業など、学校・家庭・地域連携協力事業を継続し、地域ぐるみによる子供の教育を推進してまいります。

このような取り組みを通じて、地域の温かい眼差しの中で、次世代を担う子供たちが自らの力で未来を切り開いていくことができるような社会の実現を目指してまいります。

成人・高齢者教育及び社会教育施設における教育活動の推進につきましては、成人の多くが、地域の中心となり地域を盛り上げる活動や行事及び防犯活動に積極的に取り組むよう啓蒙を図ります。

コミュニティセンターうたみんは、地域の拠点として、知識や技能、経験を活かす機会を設け、市民間、世代間の交流を促進する地域交流事業を継続し、高齢化の著しい本市においても、多くの市民が年齢層を超えて交流や社会参加を行い、それぞれが有する知識や技能を生かす機会などを促進してまいります。

また、施設面では、講堂棟のボイラーを蒸気型から温水型に変更し、暖房設備全体の効率化を図ります。

さらに、ステージの舞台吊りもの制御操作盤の更新や、駐車場の改修を行い、より利用されやすい環境整備を進めてまいります。

図書館は、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるために、蔵書の更新、テラス席を設置いたします。

また、道立図書館等との相互貸出やインターネットサービスの充実に努め、Wi-Fiが利用できる憩いの広場として、さらに子供の学習の場としても利用促進に努めてまいります。

郷土館ゆめつむぎは、昨年、特別展示物が盗難に遭うなどの事案が発生したことから、防犯カメラを設置し、盗難を含めた館内外の犯罪抑止に努めることとしてまいります。

旧空知炭鉱倶楽部こもればの杜記念館は、引き続き施設維持に努め、貴重な歴史的資産として保存してまいります。

第4は「芸術・文化・スポーツの充実」であります。

本市の芸術・文化活動は、炭鉱が盛んな時代に、各会社の福利厚生事業や、本市に集まった

多彩な人材によって発展し、支えられてきた経緯があります。

芥川賞作家の高橋揆一郎氏を初め、全道、全国に名を残す画家や書家を輩出し、これらの人々によって文化連盟が発足するなど、近年まで活発な芸術・文化活動が展開されてきました。

一時期に比べ、人口や人材の減少により、華やかに活躍する人は少なくなっていますが、若い人に和太鼓の活動が継承されたり、和楽器演奏サークルが誕生したりしていますので、これらの活動を支援してまいります。

社会体育施設におきましては、近隣市町の体育施設やプールの共同利用などを促進してまいります。

また、子供から高齢者までの幅広い世代が参加できるスポーツやレクリエーションの機会を提供するなど、体を動かすことによる健康の保持、増進に努めてまいります。

さらに、国展会員への推挙やオリンピック選手の誕生など、芸術やスポーツ分野に明るい話題が続きましたので、このことが本市のさらなる発展に寄与することを期待しております。

以上、本年度の教育行政に臨む私の決意を申し述べましたが、いずれの取り組みも、その目指す先には子供たちの未来があり、私たちの社会の未来があります。

新しい時代を拓く、力強く創造性あふれる人材の育成に向けて、また、教育を通じた地域づくりにも貢献するよう、関係機関及び諸団体との密接な連携を保ち、教育、文化、スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め、市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。平成30年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これをもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、8日、9日、12日を予定しております。

議 案 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第2号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

記。

住所、歌志内市字本町65番地。

氏名、扇丈展。

生年月日、昭和27年1月31日。

提案理由は、教育委員会委員、幕田京人氏が平成29年11月30日に辞任したことにより、補欠の委員を任命しようとするものでございます。

任期は、平成30年4月1日から平成32年11月9日まででございます。

次のページをお開き願います。

扇丈展氏の略歴でございます。

本籍地、砂川市西3条南13丁目39番地。

現住所、歌志内市字本町65番地。

学歴、昭和49年3月、日本体育大学体育学部体育学科卒業。

職歴、昭和49年4月、北海道歌志内高等学校教諭。

昭和60年4月、北海道赤平東高等学校教諭。

平成元年4月、北海道芦別総合技術高等学校教諭。

平成16年4月、北海道赤平高等学校教諭。

平成25年3月、同校教諭退職。

平成25年4月、同校閉校準備室室長（再任用職員）。

平成27年3月、同校閉校準備室室長（再任用職員）退職。

現公職、平成24年4月、歌志内市社会教育委員、歌志内市図書館協議会委員。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、これに同意することに決しました。

この際、ただいま教育委員会委員に任命同意されました扇丈展さんから挨拶をいただくため、暫時休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

○議長（川野敏夫君） ここで、ただいま教育委員会委員に任命同意されました扇丈展さんより御挨拶を受けたいと思います。

どうぞ御登壇ください。

○教育委員会委員（扇丈展君） ー登壇ー

ただいま御紹介にあずかりました扇でございます。

本日、貴重な時間をいただき、大変恐縮ですが、私の教育委員選任について同意を賜り、心からお礼申し上げますとともに、その重責を感じ、身の引き締まる思いでございます。

さて、私は歌志内で生まれ育ち、歌志内高等学校を皮切りに、41年間、高校教諭として教育の現場に携わってまいりました。

近年の教育環境は、数多くの課題が山積し、当市におきましても少子化は著しく、児童生徒数の減少に憂慮しております。

このような中、本市では、オンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にするまちを目指すためには、小さなまち、少ない人数、歌志内だからできる教育支援が必要だと考えられます。

教職員の努力はもとより、各御家庭の協力や、地域の方々の御理解、御支援も必要不可欠だと思っております。

このたびの選任に当たり、子供たちの健やかな成長、教育推進のため、微力ではございますが、教育に携わってきた経験を生かし、皆様方の御指導を賜りながら、職責を全うする所存でございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございます。

以上で、教育委員会委員任命同意の御挨拶を終わります。

午前 11 時 22 分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第 8 議案第 3 号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第 3 号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議会の議員報酬の額並びに特別職の職員の給料月額を改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の 1 ページをごらん願います。

第 1 条は、議員の報酬月額を縮減する規定を、第 2 条は、特別職の職員の給料月額を縮減する規定を改めるものでございます。

提案理由にありますように、本市の財政状況や近隣市町の状況等を踏まえ、議会議員については、平成 14 年度より独自削減を行ってまいりました報酬額を本則どおりに、また、特別職の職員の給料月額については、現在の縮減率をそれぞれ 5% 圧縮することを歌志内市特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、諮問どおりの答申がされたところから、それぞれ条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、議長を除く7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査に付することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例・予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く7名の議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を条例・予算等審査特別委員に選任することに決定いたしました。

議 案 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第4号歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第4号歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部が改正されたことから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例。

歌志内市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の5ページをごらん願います。

第2条は、定義の規定でございます。法律において、旅券番号等の個人識別符号についても

個人情報に該当することが明確化されるなどの改正が行われたことから、法律の改正を踏まえた定義となるよう、条文を整備するものでございます。

第7条第3項の改正につきましては、第2条第3号として新たな定義を追加したことにより、文言を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第5号歌志内市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、職員等の出張時の負担を軽減するため、職員の旅費のうち、平成16年4月に廃止した日当を復元するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員の旅費に関する条例（昭和32年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の7ページをごらん願います。

第8条から第25条までの改正は、旅費の日当を支給するために必要な規定について条文を整備するものでございます。

また、別表1に記載のとおり、1日の日当額につきましては、道内の空知総合振興局管内以外への旅行で、特別職、特別職以外の職員とも2,000円、道外では、特別職2,800円、

特別職以外の職員 2,400 円となっております。

本文の附則に戻ります。

附則、第 1 項、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、この条例による改正後の歌志内市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第 36 条第 1 項の規定により、先ほど設置されました条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第 11 議案第 6 号歌志内市福祉医療費助成条例及び歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第 6 号歌志内市福祉医療費助成条例及び歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）等の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部が改正されることから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市福祉医療費助成条例及び歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の 10 ページをごらん願います。

第 1 条につきましては、歌志内市福祉医療費助成条例第 3 条、助成の対象者の規定を、第 2 条は、歌志内市後期高齢者医療に関する条例第 3 条、保険料を徴収すべき被保険者の規定を改めるものでございます。

いずれも提案理由で御説明いたしました法律の改正により、現に国民健康保険の住所地特例を受けている者が、後期高齢者医療の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する

後期高齢者医療広域連合が保険者となる条項が追加されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第7号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第7号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部が改正されることから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の11ページをごらん願います。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法の施行により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定等の事務、権限が都道府県から指定都市に委譲されるため、関係法律において新たな条項が追加され、これまでの引用条項が繰り下がることから、条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第8号歌志内市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内認定こども園の新築工事に係る工期延長に伴い、当該施設の開園時期を8月まで延期するとともに、開園するまでの間、神威保育所を継続運営するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例。

歌志内市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の12ページをごらん願います。

附則第1項は施行期日でございます。こども園の開園時期を8月に延期することから、本条例の施行日について、平成30年8月1日に改めるほか、入園手続等の必要な準備行為、幼稚園設置条例の廃止等については、本条例制定時の施行日となるように整備するものでござい

す。

附則第3項及び附則第4項につきましては、附則第1項の改正により、前段で規定されることとなる条例番号を削るものでございます。

附則第7項の改正、附則第8項の追加は、行政手続条例の一部改正でございますが、こども園の開園まで保育所を継続することから、幼稚園と保育所の廃止時期が変わるため、条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 認定こども園の件なのですけれども、12月の定例議会から今回の議会までの間でいろいろありまして、いろいろ説明も受けておりますけれども、その中で、やっぱり認定こども園の事業、これは重要な位置づけで考えられておられると思っております。どのような位置づけで考えておられるのかを聞いておきたい。そして、開園延期についてどういうふうにとらえているのか、聞いておきたいと思えます。

二つ目です。開園の延期について、保護者のほうに説明会が行われたという話を聞いております。参加した保護者からの反応をどういうふうにとらえているのか、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） こども園につきましては、幼稚園と保育所が一体となった形の中で、数年前から計画をされ、本年の4月から、本来であれば運営を開始するという形の中で、今後における子供の教育としては一番重要な部分、幼少期における教育、保育というのは重要な位置づけとして新設を計画していたところでございます。

このたびの、開園が8月まで延期することに伴いまして、保育所の中で、幼稚園児を含む子供さん方が一堂に会して教育と保育を受けていくという形になります。基本的には、できない部分とすれば、一時預かりとか延長の部分はできませんけれども、そのほかの保育、教育につきましては、認定こども園同様の形の中で運営をさせていただきたいというふうに思っております。

保護者の皆様方には、楽しみにしていた部分が多くあったというふうには思っておりますけれども、2月15日に開きました保護者説明会の中では、開設遅延に伴う御質問はなく、4月以降の入園に伴う手続等の御意見といいますか御質問があったところでございまして、延期につきましての関係につきましては、特に御発言はありませんでした。

しかしながら、実際、楽しみにしていた部分というのは非常に多かったかなというふうに思っておりますので、この4月から7月の間まで、ちょっと手狭な形での保育所の運営となりますけれども、その中で、新たな先生方を加え、子供方を見守り、8月1日にスムーズに移行させたいと、このように考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁。重要な事業ということの位置づけ。

村上市長。

○市長（村上隆興君） 認定こども園、0歳児から学齢前ということなのですけれども、昔から言われております、三つ子の魂百までもということで、幼児期における人格の形成という意

味では、私は小学校、中学校、あるいはそれ以上に重要な施設だと、そのように思っております。

したがって、ここに施設が4月からスタートできなかったというのは非常に残念な思いがしておりますけれども、ここの保育、教育というところに歌志内は力を入れていきたいというのが私の思いでございまして、この環境に、有料化を図ることによって、この施設を利用できなかったりするような人たちのないように、そういう意味で無料化ということを全面に出して、できる限り多くの人に利用していただきたいという思いでございました。施設は歌志内にとって条例上、重要な施設というふうにいたしますけれども、内容として、子育てをスタートさせるという意味では、私はそれ以上に大きな意味を持っている施設と、そのように理解しております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり今、市長おっしゃったように、子供の保育、教育で重要な施設だということだとらえているというお答えをいただきました。

説明会に参加した保護者から聞いたのですけれども、昼、夜、行われて、夜に参加した保護者のほうから聞いたのですけれども、やっぱり重要だよと市が言っているのであれば、市長がその説明会に姿がなかったと、非常に残念だという話をされておりました。やっぱりこういう新しいものを開園して、なおかついろいろなことがあって開園がおくれましたということで、やっぱりそのことを来た方々に市長がみずから話をされて説明するということが重要だったのではないかなというふうに、私はその方から聞いて、ちょっとそういうふうにしたのですけれども、その辺、どういうふうにとらえているか、お聞きしておきたいと思います。

今後、保護者からの意見、要望、いろいろ多分出てくると思います。8月までの間とか、8月、建ってからとかということになると思うのですけれども、そういったときに、意見、要望が出てきたときに、どういうふうに保護者の声を集約して、それを反映していくのか、それが結構肝になってくると思うのですけれども、それをどういうふうに行っていくのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 昼間と夜ということでしたけれども、なかなか仕事の関係で出ることができなくて、課長のほうへくれぐれも皆さんにはよろしくお伝えいただきたいということと、この経過については丁寧に説明をしてほしいというお願いをしていたところでございます。

また、今後どういうふうにしていくのだという部分につきましては、何せ初めての経験でございます。所管もそうですけれども、保育所と幼稚園と、それぞれ分かれていたところに専門職が張りついていただけですけれども、スタートするに当たって、いろいろな問題が派生してくるということも考えられます。あるいは要望が出てくるということもあるでしょう。そういう意味では、職員の皆さんは、勉強したり、あるいはほかの施設を視察したり、事前の学ぶところについては十分対応してくださっているのではないかと思います。いずれにしても、いろいろな問題が派生すると思います。それについては、その都度しっかりと皆さんと議論し、協議しながら対応していかなければならないであろうと思います。今の段階では、自分たちが考えることができる範囲内で準備をしているということでございますが、それ以上のことについては、発生した都度、臨機応変に対応していくことになるのかなと、そう思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 先の質疑ですけれども、仕事が忙しかったよということなのですから、やっぱりその辺、調整していただいて、なるべく早く保護者に説明するということがあったから、いろいろ多分、調整のほうもいかなかったのかなという可能性もありますけれども、やっぱり重要なものとしてとらえるのであれば、やっぱり課長に任せるのではなくて市長が行って、きちんと丁寧に説明とおわびと一緒にしてほしかったなと思っております。

今後どういうふうに、とりあえず8月1日開園ということになっておりますけれども、やっぱりこのことを重要だと言っているのであれば、きちんとその辺、市民の方々に、保護者の方々に説明するということが大事だったのではないかなと思うのですけれども、その辺、もう1回答弁をお聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御指摘の点については、私も反省しなければならないと思います。

ただ、今回の場合は、私の日程というよりも、関係する父兄の皆さん、市民の皆さんに、できる限り早く情報をお伝えしなければならないということで、とにかく説明する、急ぐ日にちのほうを優先してしまったという部分も確かにございます。まず議会に報告をするということが優先されておまして、その直後に、できる限り早く説明したいという、そういう思いもあったということで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。御指摘の点につきましては、私も反省をいたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今回の認定こども園に関しては、提案の理由の中にありました、工事延長に伴っての事故だということで認識しております。

そこで、実は今、市長の答弁の中にも、情報を早くという話でありました。そこで、私どものほうで情報を伺ったのが2月2日の議員協議会でございます。そこで、これをよく考えますと、既に業者が、もう12月の、たしか議員協議会での資料の中にはなかったのですが、その後の資料を調査したところ、既に6月の時点で工事が延びるような、打ち合わせ会議の中に記述してあったのです。これは建設課も知っていると思うのですが、それで、そこら辺を考えますと、非常に1カ月、しいて日程的に言うと四十何日ぐらい、議会に報告がなかったと。これがやはり情報を早くということにはならないのではないかと私は考えているのですよ。

そこで、問題は、説明を受けますと、業者に施工の能力がどうだったのかと。そして、やはり管理する設計会社のいろいろな指導、指示もあったのだろうと思うのだけれども、その中で、やはり施工図の問題に絡んで、資材の問題だとか、こういうものが浮き彫りにされてきたわけですね。それで、結果的にはこのように遅延をすることになった。

それで、公共事業で、全国的に見て、遅延をするということはまずあり得ない現状なので、今まで私の知る限りでは、前代未聞と言っても過言ではないのではないかとこのように感じております。

そこで、今後、施工業者、工事が終わった後に、考えられる、やはりペナルティ、一つの違約金、それから、業者の指名停止の問題だとか、考えられるわけですから、この辺については市長としてどのように考えておられるのか。これは重要なことですので、明解に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 工事一般的に、遅延はないわけではありません。ただ、こういう内容で工事が延びるといえるのは例がないというふうに理解はしております。

いずれにしても、この理由が、私は理由でないと思っていますので、いずれにしても、工事が完了した段階で、これは明確にしなければならないと思っています。北海道に照会しても、前にも御説明したと思いますけれども、ちょっと前例がないということで、なかなか御指導いただけないような、そんな状態にもなっていると聞いておりますけれども、契約書に載っている違約金、遅延の絡みが出てきます。それと、もう一つ考えることができるのは、御指摘のように指名停止の関係が出てくるかなと思います。これは内容、それから期間に応じて、十分関係者、庁内含めて、北海道にもいろいろ御意見を伺った中で、最終的に決定をしていきたいと思っています。これはいずれにしても議会のほうでも注目されていることだと思っていますので、しかるべき情報といいますか、そういうものを集めた中で、適正な結果を出していきたいと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 私、これを質疑として取り上げたのは、2月2日には議員協議会でございましたので、結局、法的根拠はまるっきりないのですね、質疑には。それで本会議で取り上げさせていただいたのですが、そういった意味で理解をいただきたいのですけれども、今後、もちろん工事が終わってからの話なのですが、市民の皆さんも非常に関心を持っているのです、今回。工事が延長したために、こういう罰則とか、そういうのではないのかとか、そういう話も私もされております。それについては、行政はそれなりの手続、手順でやはり行うだろうと、こういう答弁というか、私の立場からは市民の皆さんにはそういうお話しかできないわけです、現状では。

そういったことで、かなり近隣の市町の方たちも、歌志内はどうなるのだと、こんな話もございまして、この件については慎重に、そして皆さんが御理解できるような結果を出していただきたいと、このように念を押してお話をさせていただきますので、最後にこの辺についてもう少し明解をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） ある意味、罰金的にもなるのですけれども、これは工事だけでなく、物品関係でもあります。指名停止も事例があります。これは、ただ口頭でこうしますということで決められるものではございませんので、きちんと書類として残さなければならないのです。したがって、これがどういう経過でどういう結果が出たかという、このプロセスも必要になってまいります。これは先ほど質問がありました6月以降の問題として、私ども、そういうふうな認識はしておりません。ということは、もう全くプロセスが、できるのだという前提で我々は説明を受けていたわけで、後半、情報は共有しておりますけれども、本当に私どもも寝耳に水という、先ほど女鹿議員の質問にもお答えしましたけれども、私どもも本当に期待している施設だったものですから、飛び上がったというような状態でもございまして、この辺も、業者、三社呼びまして、私も相当きついことは言いましたけれども、結果としてその辺はお話ししております。決してなあなあというようなことはあり得ない話ですし、市民の皆さんはもちろんそうですけれども、議会、そして職員そのものが納得しないと思いますので、きちっとした手続を踏んで、事例その他も十分我々収集した中で、議会にも説明しなければなりませんので、結果としてきちっとした形を整えて、公にしていきたいと、そのように思っております。

○議長（川野敏夫君） 質疑の途中ですが、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議案第8号の質疑を受けます。

質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 後に提案されます工事契約金の増などもありますけれども、違約金と指名停止についてはJVの3社になると考えられますけれども、先ほど市長の答弁で、るる考慮の上というお話をされました。

そこで、処分は3社平等になるのか、または主体として工事を行っていた業者とは異なるものなのか、この辺についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） JVですから、基本的には3社ということになるかと思いますが。内容については、前の質問にもお答えしておりますけれども、参考例をいろいろと収集した中で、ルールに基づいて、手続に基づいてしっかりと対応してまいりたいと。比率もあろうかと思っておりますけれども、そういうあたりも、過去の問題、それから、既にそういうものに対応されているところがあるとすれば、そういう情報もいただきながら、手続を進めてまいりたい。きちっとルールに従ってやりたいと思っております。そこには私の裁量を入れる考えももちろんありませんし、そういうものでもないと思っておりますので、しっかりと手続を踏んで、ルールに基づいて対応してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第9号歌志内市誘致企業向け住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第9号歌志内市誘致企業向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市誘致企業向け住宅の管理戸数を変更するため、関係条文を整備しよう

とするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市誘致企業向け住宅条例の一部を改正する条例。

歌志内市誘致企業向け住宅条例（平成6年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の14ページをごらん願います。

別表、平成5年度の項、建設戸数の欄中、「6戸」を「4戸」に改める。

これは、現在空戸となっている誘致企業向け住宅1棟2戸について、今後、移住・定住の推進に役立てる住宅として活用するため、管理戸数を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かちょっと聞きたいと思います。

市政執行方針の中でも、誘致企業の取り組みということで言われております。これ、企業誘致のほうで取り組みますと言っているのですけれども、企業向けの住宅を減らすということになると、ちょっと矛盾があるように聞こえるのですよね。今後どうしていくのかということでも聞きたいと思っておりますけれども、企業向けの住宅がなくなったら、何らかの問題が出てくるような気がするのですけれども、その辺、今後どういうふうに対応していくのか、お聞きしたいと思っております。

あと、どういう形で販売するのか、どういうふう売却を考えているのか、今後の展望をちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿委員に申し上げますけれども、この住宅条例の改正には売却という言葉は出ていませんので、売却が決定してからの質疑にしてください。

○7番（女鹿聡君） はい。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 誘致企業向け住宅につきましては、市内企業への入居促進という形で努めてきたところでございまして、市外から企業が来た場合、入ってもらおうということで用意していたところでございますが、現在、最も砂川寄りにありますA棟の2戸につきまして、2戸とも空き家の状態が長く続いております。こういった空き家の状態が続くことによりまして、住宅の傷みも目立ってきておまして、毎年のように修繕費がかかっているという状況でございます。企業誘致の活動は今後も展開していくところでございますけれども、実際にここ数年、本市を含めた形の中で、誘致活動をする中で、やはりいろいろと情報収集しても、なかなか北海道、空知管内、歌志内市への進出意欲という部分について確認することができなかったということでございます。

こういったことを勘案しながら、企業誘致という部分の住宅という形よりも、移住・定住に結びつけることが適切ではないかということで考えているところでございまして、企業誘致が実際に実現したという場合につきましては、住宅の部分に限らず、いろいろと条例に基づく支援関係だとか、そういったもの、数多く協議、検討する事項がございますので、その辺、企業さんのほうとは十分協議を行った上で対応することになるかと思っております。基本的には、現在

ある市営住宅への入居ということが想定されるのかなと、そんなふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり企業に来てもらうということになると、住む場所を先に確保するという事は、多分前提だと思うのですよね。やっぱりその辺、市営住宅、公営住宅を提供するという事になってくるのかなという話なのですけれども、その辺、きちんとしたものを用意していますので、いつでも来てくださいというPRをどんどんこれからしていく必要も多分出てくると思うのですけれども、その辺、どういうふうなPRをしていくのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 先ほど申し上げました、企業誘致の上での一つのアイテムという考え方はありますけれども、現状、市内の市営住宅につきましても、ある程度空戸という形でストックされている住宅もあるのかなと思います。その辺の部分につきましても、誘致活動をする中で、住宅につきましてもこういった形で用意できますということでPRしてまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 議案第10号歌志内市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第10号歌志内市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例。

歌志内市消防手数料徴収条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の15ページ

をごらん願います。

別表は、手数料を徴収する事務及び金額を定めている規定でございます。

提案理由で御説明いたしました手数料の標準額を定める政令が、直近の人件費単価や消費者物価指数の変動等を踏まえ改正され、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査事務などの手数料の標準額が見直されたことから、本市における当該手数料についても政令に準じた整備を行うものでございます。

なお、本条例改正に伴う該当施設は本市にはございません。

本文の附則に戻ります。

附則、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、改正後の別表の規定は、この条例の施行日以降の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決しました。

議 案 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第16 議案第11号分収造林契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第11号分収造林契約の変更について御提案申し上げます。

分収造林契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、変更の内容。

国立研究開発法人森林研究・整備機構と契約している分収造林契約（費用負担二者契約）を、芦別市森林組合を造林義務者とする費用負担三者契約へ変更する。

2、造林地の表示。

(1)森林契東北第250号、赤間の沢1、赤平市エルム町276番1以下12筆。

(2) 森林契東北第 6 6 9 号、赤間の沢 2、赤平市エルム町 2 1 9 番以下 2 9 筆。

3、持分譲渡の相手方。

芦別市北 1 条東 1 丁目 3 番地、芦別市森林組合、代表理事組合長、横田五郎。

4、収益分収割合。

歌志内市 5 0 %、国立研究開発法人森林研究・整備機構 4 0 %、芦別市森林組合 1 0 %。

提案理由は、分収造林地における樹木の適正な管理及び育成を図ることを目的として、分収造林契約について、森林組合を含む三者契約に変更するため、法令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、分収造林地位置図及び契約概要を定例会資料の 2 2、2 3 ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 1 1 号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第 1 7 議案第 1 2 号認定こども園新築工事（建築主体）の請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第 1 2 号認定こども園新築工事（建築主体）の請負契約の変更について御提案申し上げます。

認定こども園新築工事（建築主体）について、下記のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約金額。

変更前、2 億 5, 1 6 4 万円。

変更後、2 億 5, 9 3 4 万 4 0 0 円。

2、契約の相手方。

変更前、むらかみ・和泉・水島特定建設工事共同企業体。

代表者、赤平市共和町199番地、むらかみ建設株式会社、代表取締役、村上純一。

変更後、むらかみ・和泉・水島特定建設工事共同企業体。

代表者、赤平市共和町199番地、むらかみ建設株式会社、代表取締役社長、木村恒夫。

提案理由は、平成29年5月23日開会の第1回臨時会におきまして議決いただきました認定こども園新築工事（建築主体）の変更契約を締結するに当たり、法令及び条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第8号と似たようなことになると思いますけれども、続きでこの議案が出てきていると思っております。

行政として、やっぱり公共施設の工事を発注するという立場では、やっぱりこの重要性というのはかなり認識しておられると思っております。

今回のこの議案なのですけれども、市民感情からしたら、今回、設定していた期間、期限にできないので、延期したいと申し出てきた業者に対して、やっぱり違う工事をまたやらせて、ちゃんとできるのかどうかという心配が多分あると思うのです。その辺の信頼性だとか、そういうのはどういうふうを考えているのか、お聞きしておきたいと思えます。

もう一つ、この工事、別に発注して、違う業者でということは考えられなかったのかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 2点についてお答えいたします。

信頼性の件でございますが、かねてから現場代理人をやっていた方が、この遅延に伴いまして、新たな体制を構築したところでございます。新たな体制としては、現場代理人を交代して、管理技術者兼作業所長ということで、有資格者を配置して、全体体制、8人体制、1名は赤平の工事と兼ねておりますけれども、そういう体制で再構築いたしましたので、また、管理会社の日建設計さんともいろいろ協議も円滑にしているところでございますので、増額分についての内容も、複合遊具の変更、あるいは床材の変更ということで、十分対応できるというふうに判断しているところでございます。

2点目でございますが、別に発注ということでございますが、躯体内、床材の連続する部分でございますので、別業者ということではなくて、今行っている業者に行っていたほうが全ての面で有利というふうに解釈しているところでございまして、設計変更ということで対応させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第18 議案第13号空知中部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第13号空知中部広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、空知中部広域連合の処理する事務などの関係条文の整備を行うため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。

空知中部広域連合規約（平成10年7月6日市町村第784号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の24ページをごらん願います。

第4条は、広域連合の処理する事務の規定でございます。

介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者等の指定権限が保険者である市町村に委譲されることから、条文を整備するものでございます。

別表は、広域連合の経費のうち、構成市町の負担金に係る負担割合等を定めている規定でございます。

本年4月より、国民健康保険事業について、北海道が保険者となり、道内の市町村、広域連合と共同で運営する仕組みに変わることから、広域連合における国保事業負担金の算定方法に係る文言を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後1時23分 散会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 谷 秀 紀